平成２７年（フ）第２３７号
最後の住所仙台市太白区茂庭台２丁目３番20号
破産者　亡青木健男相続財産
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２６１号
宮城県多賀城市大代５丁目10番43号
破産者　マルフク電装有限会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４４８号
埼玉県春日部市本田町２―95―５、商業登記簿上の本店所在地さいたま市岩槻区上里２丁目５番地の50
破産者　有限会社サーベスト
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９００号
埼玉県戸田市大字下笹目161番地の３宮崎コーポ101号
破産者　株式会社トリニティ
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２９号
埼玉県新座市野火止３丁目15番37号
破産者　株式会社シーダホーム
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
千葉県柏市松葉町２丁目５番地１
破産者　関東電信株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２３号
千葉県柏市柏７丁目５番15―208号
破産者　塩谷　淳子（旧姓関根）
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４３８号
千葉県松戸市金ケ作257番地38
破産者　株式会社玉井設計舎
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５４号
千葉県松戸市上本郷3504番地の３　ベルピア北松戸１―２―202号
破産者　中村　浩之
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１０７号
千葉県銚子市本城町１丁目２番地
破産者　新場産業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３１２号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野390番地
破産者　木賀湯滝温泉興業株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２９６号
神奈川県平塚市公所705番地の59
破産者　有限会社岸環境デザイン設計室
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３３５号
大阪府八尾市太田新町１丁目290番地
破産者　株式会社ケー・エス・パレット
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２１７号
大阪市西区北堀江１丁目１番７号
破産者　株式会社スリーエス
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５２号
大阪府茨木市南春日丘１丁目14番12号
破産者　株式会社五一屋
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７５５号
大阪府箕面市坊島１丁目２番２号　佐藤ビル１階
破産者　株式会社ルームアート企画
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２２号
大阪市西区南堀江２丁目３番27―602号
破産者　バード株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５３号
堺市西区草部1800―５―1011、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区布引町２丁目１番15号
破産者　有限会社トーヨーベネックス
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４５９号
大阪府富田林市向陽台４丁目１番３―303号
破産者　株式会社シーキューブ
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４６０号
大阪府柏原市本郷５丁目８番29号
破産者　株式会社ＣＳＩ
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７６９号
堺市西区草部1800番地　５棟1011号、前住所堺市南区鴨谷台３丁２番１―205号
破産者　白柳美佐男
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係